

令和6年度 池田市発達支援システム検討委員会（第2回）次第

と き：令和6年11月29日（金）

午後2時～

ところ：池田市中央公民館2階 会議室B

案 件

(1) 池田市における中核機能について

(2) 各委員からの案件について（意見交換）

- 池田市の現状
- やまばと学園移転とともに拡充する事業
- 移転までの中核機能提供体制整備
- 中核機能強化事業所加算 選定
- 今後の予定

池田市の現状

■ 障がい者手帳保持者数

(令和6年3月31日現在)

障がい別	区分	人員(人)	内訳(人)	
			18歳未満	18歳以上
身体	視覚	210	2	208
	聴覚	246	5	241
	音声・言語機能	41	0	41
	肢体不自由	1,444	35	1,409
	内部	1,083	13	1,070
	計	3,024	55	2,969
知的		820	262	558
精神		1,293	94	1,199

池田市の現状

■ 受給者証 支給決定人数(令和6年8月末時点)

区分	サービス種類	児童発達支援（人）	放課後等デイサービス（人）
重症心身・医ケア児以外		203	462
重症心身障がい児		2	3
医ケアⅠ		0	2
重度障害児(医ケアⅠ)		2	0
医ケアⅡ		1	0
重度障害児(医ケアⅡ)		0	2
医ケアⅢ		0	0
重度障害児(医ケアⅢ)		1	5
合計		209	474

「難聴児」の支給決定は0人

児童発達支援センター やまばと学園 現在の支援体制

多職種による療育・相談・保護者支援

〈対象〉療育が必要な児童、主に知的・発達障がい児

【通園】(就学前)

- ・ 週5日コース／週2日コース／週1日コース
- ・ すみれ親子療育教室

【外来・保護者勉強会】(就学前)

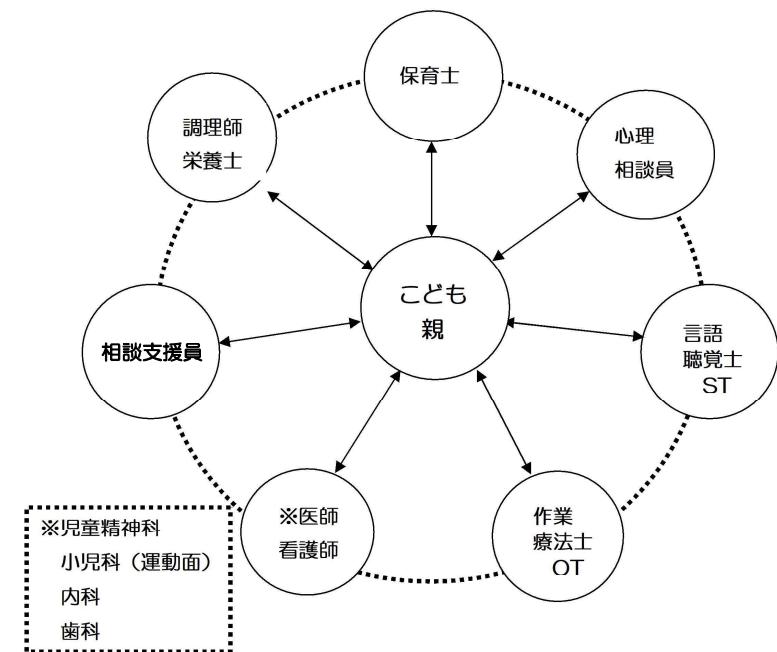
- ・ キッズクラブ<ASDの児童と保護者>
- ・ きらきらクラブ<染色体疾患又は療育手帳取得児童と保護者>
- ・ OT相談会

【地域支援】(おおむね2~3歳)

- ・ ひまわり親子教室

【保育所等訪問支援】(~小学6年生)

- ・ 学校園への後方支援・インクルージョン推進



池田市における児童発達支援センター等の利用実績

■ これまでの利用実績

知的障がい児、
発達障がい児、
その他グレーゾーンの児

- ・やまばと学園
【旧 福祉型児童発達支援センター】

肢体不自由児、
重症心身障がい児、
医療的ケアの必要な児

- ・藍野療育園(茨木市)
- ・吹田療育園(吹田市)
- ・豊中市立しいの実学園(～平成30年度末まで)
【旧 医療型児童発達支援センター】

難聴児

- ・ゆうなぎ園(大阪市)
- ・生野聴覚支援学校など

市民からのご要望

- 肢体不自由児、重症心身障がい児について、市内で継続的なりハビリの機会がほしい。
訓練は一生もの、児童の身体は年を追うごとに大きくなり、遠方に通うのは大変になる。
- 重症心身障がい児・医療的ケア児が通える療育園を市内に作ってほしい。受け入れても
らえる施設はあるが、通うのに車や電車を1時間かそれ以上利用することになる。発作
がいつ起こるか分からぬ中、大量の荷物を持って通うことは現実的でない。行き場を
作ってください(平成31年3月に14,292人のオンライン署名、市長に要望あり)
重症心身障がい児受け入れの枠を設置し、自分が住むまちで療育ができる環境にして
いただきたい。(令和6年11月「市民と市長の懇談会」ご意見より)

中核機能について

改正児童福祉法の施行により、池田市立児童発達支援センター条例を一部改正



- ・児童発達支援センターでの放課後等デイサービスの提供を廃止
- ・児童発達支援センターは中核的な役割を担うことが法的に明確化

中核機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障がい児支援事業所に対するスーパー・バイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョンの中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

やまばと学園移転計画

■ 経緯

昭和46年4月開所以来、通園施設から児童発達支援センターへと変遷しつつ、地域に根差した療育の拠点として運営してきた。現在、施設の老朽化に加えて児童福祉法の改正に伴う機能強化の必要性に伴い、施設整備が喫緊の課題となっている。バリアフリー化、機能拡充、インクルージョン推進などさまざまな観点から、古江地区への移転、建て替えの検討を進めているところ

■ スケジュール

令和6年度に土地の測量・鑑定を実施。7年度に用地取得、基本設計を実施予定

移転後、やまばと学園が拡充すること

■ 旧医療型児童発達支援センターの機能をもたせる

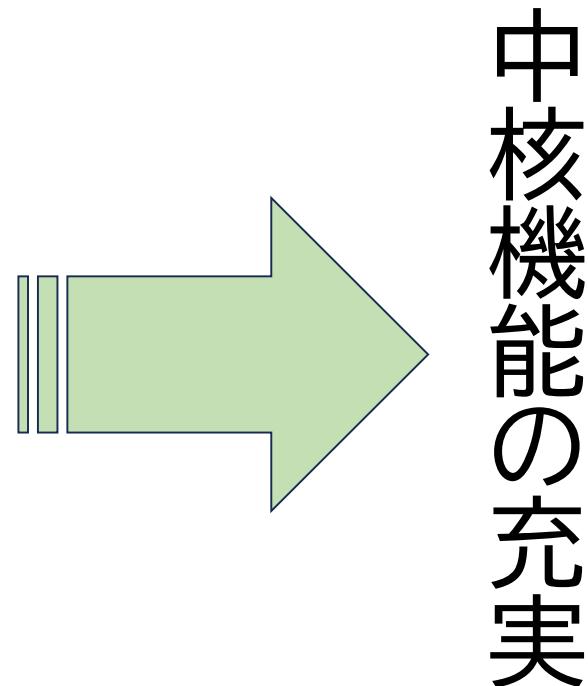
- 継続的な外来リハビリテーションを新たに実施
PT・OT・ST訓練
- 重症心身障がい児等の通園クラス
バリアフリー化、専門職の体制強化

■ 地域支援

親子関係支援、保護者勉強会

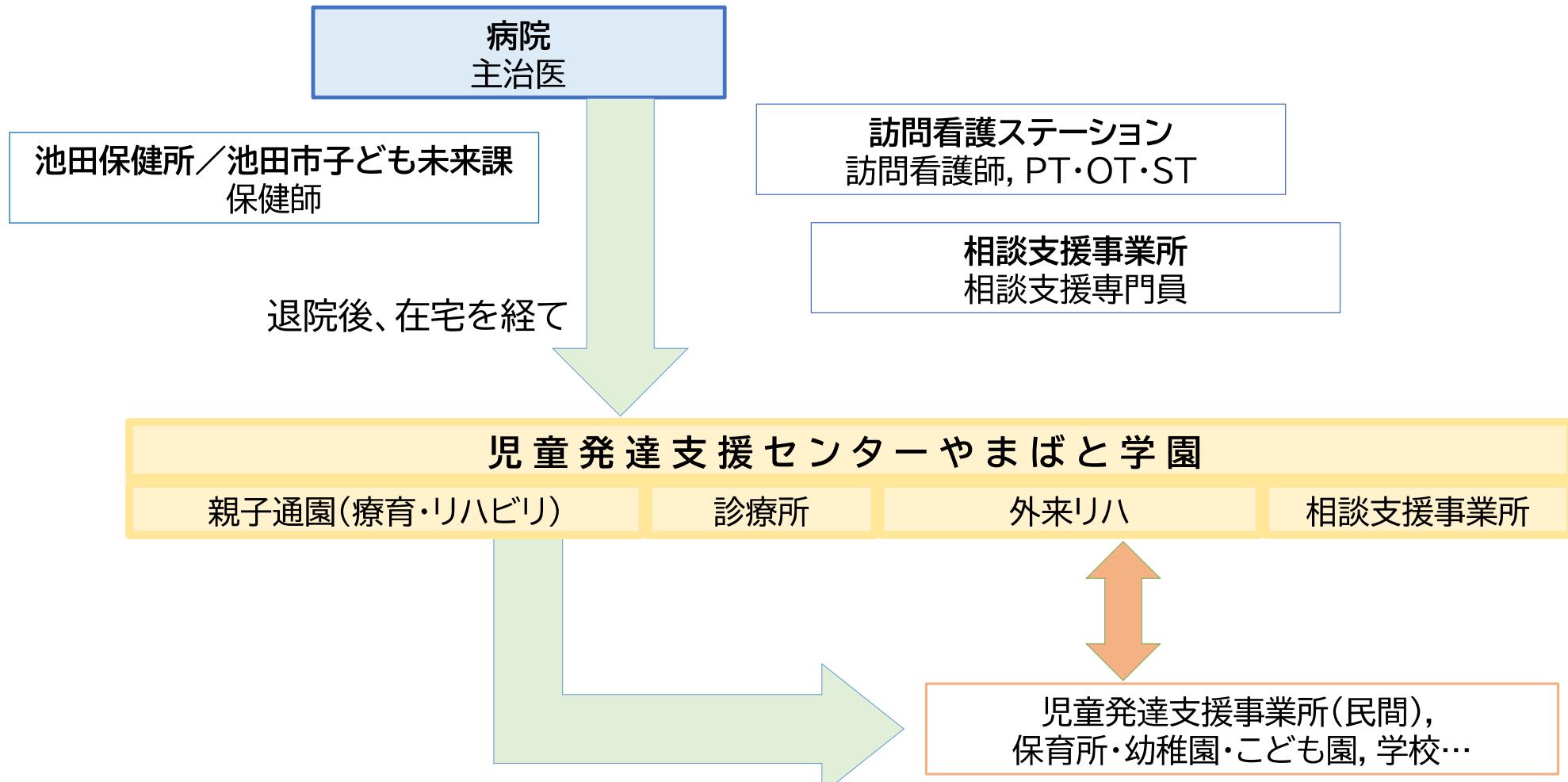
■ 通所支援事業所の底上げ

■ 障がい児相談支援の実施



中核機能の充実

«移転後»重症心身障がい児・医療的ケア児 発達支援の流れ(フロー図)(案)



移転するまで

■ 現状

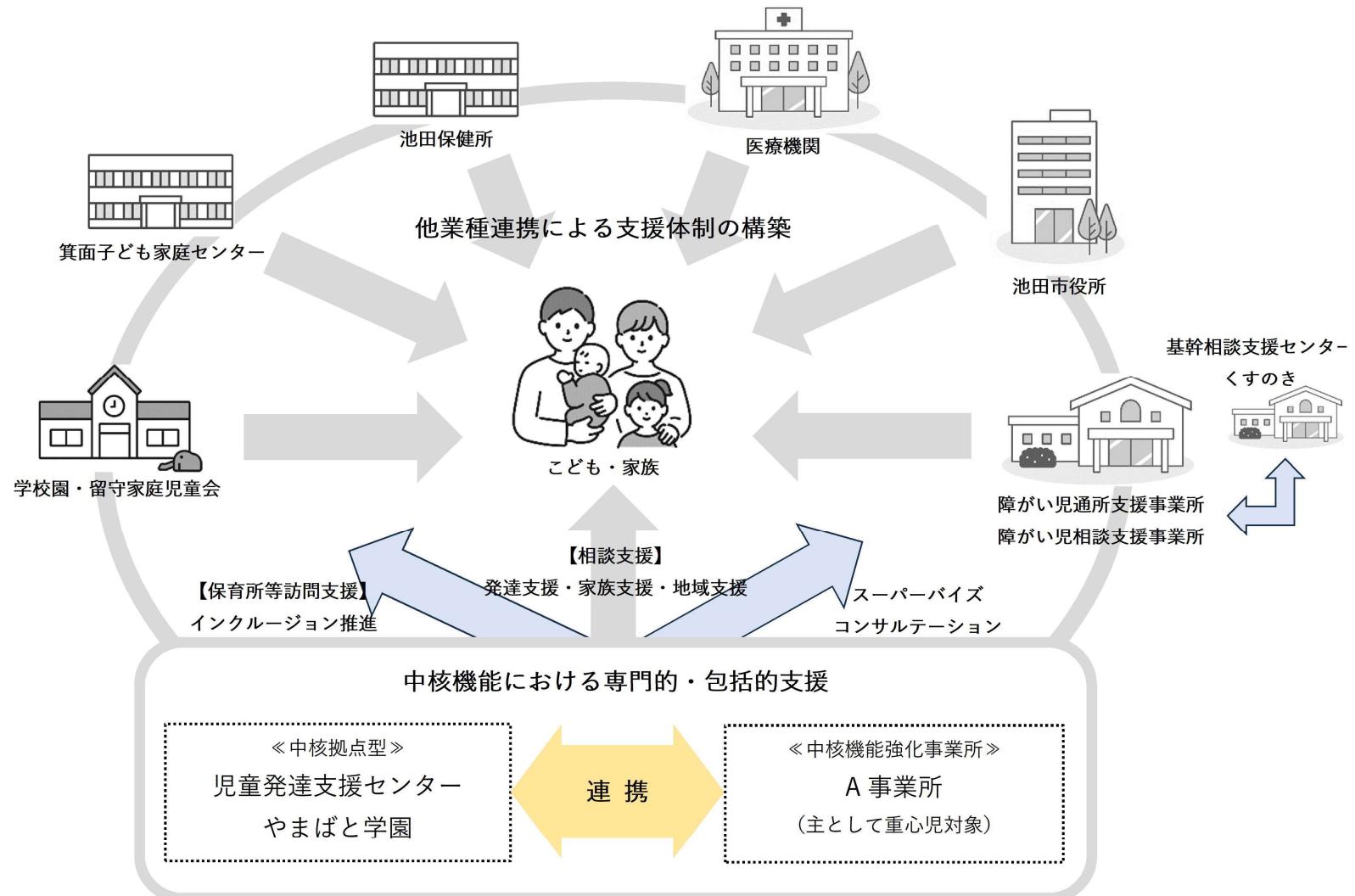
これまでも重症心身障がい児・医療的ケア児を通園クラスで受け入れた実績はあるが、旧医療型児童発達支援センターと同等のサービス提供(理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援)は果たせていない。豊中市立しいの実学園(旧医療型児童発達支援センター)での受け入れ終了を受け、重症心身障がい児・医療的ケア児のクラス「つくし教室」(水曜午後1時間半・定員3名)を令和3年度に開設したが、医療依存度の高い重症心身障がい児の受け入れ実績なし。ハード面・ソフト面いずれにおいても課題が残る

いまある資源をフル活用して、できることを模索する

移転するまでの準備

- 経験やノウハウの大幅な不足
 - やまばと学園の専門人材…PT 0名、OT 1名、ST 1名、看護師1名、保育士10数名、心理3名、相談員2名。そのうち、重症心身障がい児・医療的ケア児を専門として支援した経験がある職員は、0名。
- 移転するまでに、研修参加や主に重症心身障がい児対象の事業所や旧医療型児童発達支援センターから実地的に教わることで、知識・技術・経験を蓄積する必要がある。市内にある、主に重症心身障がい児対象の事業所と連携をはかることで、市民のニーズも把握しながら、やまばと学園の職員育成にも役立てられる側面がある。

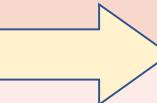
池田市における中核機能の面的整備(案)



中核機能強化事業所加算の創設について

R6年度報酬改定にあたり、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所が中核的な役割を担う場合に報酬上の評価を行う「中核機能強化事業所加算」が創設された

・本 加 算 の 目 的

- | | | |
|--------------------|--|------------------------|
| ・専門的人材の配置 |  | ・地域全体の障がい児支援体制の充実強化を図る |
| ・市や地域の関係機関と連携体制を確保 | | ・子どもと家族に専門的・包括的な支援を提供 |

1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

②中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

なし



【改定後】

中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位／日 ※単位数は利用定員区分ごとに設定

(主として重症心身障害児を通わせる事業所 125単位～374単位／日)

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

- ①所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
 - ②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
 - ③専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
 - ④地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
 - ⑤地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
 - ⑥自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
 - ⑦主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)
- ⑦により加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

中核機能強化事業所が担う具体的内容(案)

		池田市独自の内容
①早期療育の実施	重症心身障がい児の池田市受け入れ枠を設ける (1人あたり最低半年間、週1日以上)(ただし、保護者が希望しない場合は、これに含めない)	
②家族支援	障がい児相談支援を通じて、医療的ケア児および重症心身障がい児それぞれの児童に合わせたフォローワー体制を確保。医療・保健・リハビリ・保育の連携を推進	
③ブランチ的役割 ・スーパーバイズ・コンサルテーション	やまばと学園主導で、市内通所支援事業所とのブランチ的な役割を通した質向上に向けた取り組みをともに行う (ア)上記①で受けた利用者の移行支援および連携を行う (イ)市内の他事業所の後方支援を行う	
④機関支援・インクリージョン推進	やまばと学園主導で、保育所等訪問支援を通じた学校園に対する後方支援をともに行う	

中核機能強化候補事業所選定ポイント(こども家庭庁の事務連絡より)

【事業所の選定ポイント】

- ・ 自立支援協議会(子どもの専門部会を含む。)やその他障がい福祉やこども関連の会議等に参画している事業所
- ・ 地域障がい児支援体制強化事業、障がい等療育支援事業等、自治体からの事業の受託をしている実績がある事業所
- ・ 既に市町村との連携の下で、地域の中核的な役割を担っていると市町村が判断する事業所等

選定 市内重症心身障がい児対象事業所の比較 その1

	児 発	放 デイ	開所年月	保育所等訪問支援	(同法人に) 相談支援	(同法人に)医 ケア児コー ディネーター	(同法人に)訪 問看護
	(定員)						
やわらソレイユ	○ 5名	○ 5名	H27年4月	○	○	○ 2名	○
cocoro	○ 5名	○ 5名	R2年4月	×	×	×	×
コアキッズ・ケア	○ 5名	○ 5名	R4年11月	×	×	×	×
児童発達支援・放課 後等デイサービス ここふる	○ 5名	○ 5名	R5年9月	×	×	×	×

中核機能強化事業所加算の主な要件(子ども家庭庁より)

①中核的な事業所

市から中核的な役割を果たす事業所として位置付けられている

②連携体制の確保 (市や関係機関)

市と定期的に情報共有を実施したり、地域の協議会へ参加

③専門的な支援の提供体制確保

専門的な発達支援及び家族支援の提供体制を確保

④事業所連携、インクルージョン推進、早期相談支援による中核機能を所有

これらの機能を有し、中核的な役割を果たす機能を有している

⑤取組状況の公表 外部評価を受験

地域の障がい児支援体制の状況や体制確保の取組を年1回以上公表並びに自己評価項目について年1回以上外部評価受験

⑥専門人材を常勤専任で加配

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等で資格取得・任用後、通所支援等業務に5年以上従事した者を1以上加配

選定 市内重症心身障がい児対象事業所の比較 その2

	① 中核的事業所	② 連携体制確保	③ 専門的支援の提供体制確保	④ 取組状況の公表・外部評価	⑤ 事業所連携、インクルージョン推進、早期相談支援	⑥ 専門人材を常勤専任で加配
やわらソレイユ	本委員会にて判断を仰ぎたい	○ 医療的ケア児・者支援部会	○	○	○ 保育所等訪問支援・同法人に障がい児相談支援	○ 配置可能
cocoro		○ 医療的ケア児・者支援部会	○	○		
コアキッズ・ケア		×	○	○		
児童発達支援・放課後等デイサービス ここふる		×	○	○		

中核機能強化事業所を選定するにあたって

【検討事項】

- ・ 今回の検討委員会の協議を経て「中核機能強化事業所加算」の適否の意見をいただきたい
- ・ 児童発達支援センター・やまばと学園との連携はもちろん大前提とする。発達支援課及びやまばと学園が、定期的に中核機能強化事業所から支援状況や実績の聞き取りをする。加えて、適宜、保護者や所属園校との面談にやまばと学園も同席することで、支援が適切に行われているか確認しながら、やまばと学園としても、移転後に必要な重症心身障がい児・医療的ケア児の支援のノウハウを蓄積し、体制整備の準備を進めることを想定している。そのうえで、「中核機能強化事業所加算」を算定するのであれば、うまく機能するために、どういった運用が望まれるか？運用のポイントについてご意見をいただきたい

選定するのであれば ➔ やわらソレイユ

【判断・補強材料】

- 早期の相談支援が『やわら相談支援センター(同法人)』で受けられる
- 『やわらソレイユ』の「保育所等訪問支援」で機動的に学校園と連携がとれる
- 重症心身障がい児・医療的ケア児支援において、学校園との連携実績がある
 - ①保育所等訪問支援等を活用、宿泊行事等の準備段階から学校のカンファレンスに参加、児童の情報共有、想定される場面ごとの必要事項の確認、児童をよく知る看護師も同行を予定していた(都合がつかなかったので実現はしておらず)
 - ②学校で過ごす際のクッション調整
- 他の事業所(主に重症心身障がい児対象あるいは基本型で医療的ケア児を積極的に受け入れようとしている)が開所準備の際、見学対応を受け入れている
- 専門人材の加配が可能で、市に貢献したいという申し出あり

今後の運用について

【予定】

- 今回の委員会検討を経て、可能であれば
R7年4月までに、「中核機能強化事業所加算」を池田市として登録
→やわらソレイユの条件が整えば、大阪府に申請
→大阪府が加算の適合を審査し、審査通過となれば、運用開始

【実績報告】

- 年に1回、実績報告と自己評価・外部評価を市に提出する
- 改善内容について、市および児童発達支援センター・やまばと学園とともに検討する



【継続の判断】

- やまばと学園移転の際、見直しをする。現時点ではやわらソレイユの「中核機能強化事業所加算」をなくし、やまばと学園に中核機能を集約する方向で検討。ただし、経過措置の必要性などは、その時の状況をみて総合的に判断する
- (もしもまだ移転できていない場合は、)5年ごとに池田市発達支援システム検討委員会において、継続の要否について協議し、見直しをかける